

令和7年5月27日

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡眼科クリニック	岡山市中区清水二八七	令和 七年 七月 一日
赤木皮膚科医院	岡山市北区岩田町七一八	〃
玉島南眼科	倉敷市玉島乙島四四〇九番地一四	〃
大澤皮膚科医院	津山市河辺字清水九三三一	〃
本渡記念循環器クリニック	津山市小原七九一五	〃
医療法人社団金澤会 金澤外科内科医院	美作市江見四八一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 5 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまだ歯科医院	岡山市北区下中野三三八―一二四 アースビ ルⅢ	令和 7 年 7 月 1 日
ひかり歯科・矯正歯科	岡山市北区津高台四―二〇五八―七	〃
栗坂歯科医院	岡山市北区庭瀬二三―一五	〃
和気歯科医院	岡山市北区清輝橋二―三一六	〃
アカアデンタルクリニック	岡山市北区今保二六二―二二	〃
早瀬歯科医院	倉敷市幸町一一―五	〃
足立歯科クリニック	倉敷市西阿知町一〇三三番一	〃
はすのは歯科	倉敷市連島町鶴新田一八八六―一	〃

									吉備路齒科医院	名 称
									総社市駅南二丁目二十八―一八	所 在 地
									令和七年七月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 5 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンヨー薬局・ならづ店	岡山市北区櫛津七〇九―七 ヨシハラビル一階	令和 7 年 7 月 1 日
ひらまつ薬局	岡山市北区大供一―三―二三 一F	〃
イオン薬局イオンスタイル岡山青江	岡山市北区青江二丁目七番一―号	〃
もも薬局岡山南店	岡山市南区宗津九二九―三	〃
アサヒ薬局 河辺店	津山市河辺九三三―一三	〃
ハヤシマ薬局	都窪郡早島町早島水田三三一七―三	〃